

令和2年2月6日

保護者 様

県立北摂三田高等学校
校長 廣瀬 雅樹

新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への
指定を受けた学校保健安全法上の対応について

春寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等教育局健康教育・食育課、高等教育局高等教育企画課から、兵庫県教育委員会事務局を通して依頼がありました。

令和2年1月28日付けで、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が決定し、同法は2月1日施行されました。これにより、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされます（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第2項）。このため、生徒が当該感染症にかかった場合は、治癒するまでインフルエンザに罹患した場合と同様に、出席停止の措置をとります。

つきましては、下記の関連情報ホームページをご確認いただき、引き続き、安全確保に細心の注意をお払い頂きますようお願いいたします。

記

○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

（文部科学省 HP） https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

（内閣官房 HP） http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について
（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・海外安全ホームページ（外務省ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T014.html#ad-image-0

【照会先】

県立北摂三田高等学校
教頭 藤井 俊
電話 079-563-6711
FAX 078-563-6712

学校保健安全法

第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校保健安全法施行規則

第十九条

令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
(中略)
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。